

FNo. 0・8・3 (A)

平成 22 年 8 月 25 日

秦 野 市 長 様

秦野市監査委員 小 篤 猛

秦野市監査委員 大 澤 公 一

秦野市監査委員 高 橋 徹 夫

平成 21 年度秦野市水道事業会計決算審査意見書について (提出)

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された平成 21 年度秦野市水道事業会計決算書及び決算附属書類を審査したので、別添のとおり意見書を提出します。

第5 審査の所見

1 経営の状況

景気低迷の影響による企業活動の減速等により水道料金収入が大幅な減収となり、収益的収支は2年連続の赤字で2億400万3957円の純損失となっています。

水道料金の未収金は、3億1251万9993円を計上し、4年連続して3億円を上回り、不納欠損についても、前年度に3400万円弱を処分し、今年度は1762万285円(8344件)を処分しています。

また、水道料金の逆ザヤ状態は、平成8年度から14年間続き、今年度の販売損失は1立方メートル当たり21円57銭になっています。

収益的収支で純損失を計上したことから、前年度繰越利益剰余金で処理するとともに、資本的収支の財源不足を補うための財源となる減債積立金や建設改良積立金の積み立てができない状況にあります。

2 業務の状況と課題

財源確保や経費削減策として、国の地域活性化・経済対策臨時交付金の活用や自己水の有効活用による県水受水費の削減等を掲げていますが、大幅な収益不足を補うには至っていません。

今後においても、水需要の大きな伸びは期待できないと考えられることから、企業の内部努力として、上下水道の組織の統合も含め、経営状況に応じた組織や定数の見直しによる人件費の削減を図ることも必要であると考えます。

(1) 1者特命随意契約について

閉庁日路上漏水修理委託業務は、公道上の安全のために迅速な対応が求められること等を理由として、市内の指定給水装置工事事業者で構成する秦野市管工事業協同組合と特命随意契約を締結しています。

1業者では対応が困難であるということですが、個々の業者が当番性で対応している実態等を考えると、特命随意契約を締結するだけの相当な理由があるとは考えにくいと思います。平成20年度に引き上げられた待機料支払いの必要性も併せて契約方法の見直しを早急に検討されたいと考えます。

(2) 滞納整理業務の民間委託について

平成20年10月に委託された滞納整理業務については、前年度の決算

審査意見書でもその問題点について述べたところですが、残念ながら、現在までのところ、委託の効果が出ているとはいえないようです。

そのため、徴収実績を上げるための徴収方法や、悪質滞納者・大口滞納者に対する具体的取組み方法を委託業者と話し合うとのことですが、これらは民間業者が本来ノウハウとして持っているべきものであり、民間委託に踏み切った大きな理由でもあることを考えると、その対応方法では不十分と感じます。

滞納繰越分の徴収率を過去10年間で見ると、平成14年度までは、80パーセント台が確保されていたのが、徐々に下がり、平成19年度から60パーセントを割り込むほど落ち込んだ状況が続いています。民間委託が開始されてからも56.70パーセントと状況が変わっていないことを踏まえると、現行の委託業務の打ち切りを含め、抜本的な見直しを早急に検討する必要があると考えます。

(3) 未収金対策と給水停止予告の実施

水道料金の徴収率の向上を図り、不納欠損処分金額を削減することが収入確保のためには重要であり、利用者間の公平性の面からも、法的手段も視野に入れた適正な滞納整理業務を実施することが必要であると考えます。

平成22年度初頭に、試行的に実施した給水停止を含めた滞納整理では、納付相談に応じていただく手法としての効果が実証できたとのことでした。

今後も、この手法を適宜、適切に継続実施し滞納を膨張させないようにすることが、効率的で効果的な収入の確保につながるものと考えます。

(4) ペットボトル販売について

平成20年度から開始した水のペットボトル販売事業については、今年5月23日に開催された全国植樹祭でのPRなどの事情はあるものの、厳しい経営状況下にある現在まで、採算割れにもかかわらず事業を継続されています。

ペットボトルの販売目的は、秦野のおいしい水のPRと災害時の備蓄用が主目的であり、利益を上げることが目的ではないとのことですが、赤字決算を計上している団体が採算割れを承知で販売を継続していくことに疑問を感じます。

先行投資的效果が見込め、将来的に市内外の方が秦野のおいしい水を購入し、採算ベースに乗れる見通しがあるのでなければ、ペットボトル販売について再考する必要があると考えます。

(5) 県水受水費について

県水受水量は、年間給水量の18.84パーセントとなっておりますが、県企業庁に支払われている受水費は、毎月約5000万円となっております、給水原価の24.8パーセントを占めています。

県水受水（分水）料金は、算定基準を基にして県企業庁との協議により決定されていますが、市は受水費の負担者として、算定基準の見直しの必要はないか、県水を分水している県内広域水道企業団や県企業庁では、どういった経費削減策をとっているのか等を確認し、積極的に受水費軽減に向けて県企業庁へ働きかける必要があると思います。

(6) 安心安全な業務への取り組み

水の安定供給の面では、今年度、幹線管路二重化計画が策定されています。管路の耐震化については、継手部分に耐震性のあるNS形継手を採用することで耐震化率の向上が図られています。

また、配水場の耐震化についても、順次、耐震診断を行い、その結果を基に耐震補強計画を作成、実施していくということで、安定した水を供給するライフラインとしての機能を確保するための対策が講じられています。

広域的な面からも、既に県営水道との緊急時連絡管が設置されていますが、中井町との間にも連絡管が設置され、災害時において近隣市町との相互応援給水ができるような協力体制が整えられてきています。

なお、管きよの耐震化については、東海地震等がいつ起きてもおかしくないといわれていることから、管路の更新を一層速める必要があると考えます。

3 終わりに

前述のような課題に取り組んだ結果、なお、逆ザヤ状態が解消しないということであれば、利用者に応分の負担を求めて、適正な料金改定を行っていくべきであると考えます。

創設120周年を迎えた本市の水道は、安くて、安心安全な水を安定的に供給してきましたが、既に平成22年度予算は、収益的支出が収益的収入を上回る形で計上されています。

健全で安定した経営を維持していくために、節水意識の定着や省エネ型家電製品の普及等による影響を考慮した現実的な水需要予測をし、中長期的な財政計画により事業の効率化や施設の効率的な活用等を進め、継続的に安定して運営できるよう経常的経費の抑制に努めることが必要と思います。